

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 9 号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成 8 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(在学期間)</p> <p>第 3 条 産業技術専攻科以外の科の学生にあつては 4 年を、産業技術専攻科の学生にあつては<u>1 年</u>を超えて在学することはできない。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第 7 条 短期大学校に入学を志望する者は、入学願書<u>(産業技術専攻科以外の科を志望する者にあつては様式第 1 号、産業技術専攻科を志望する者にあつては様式第 1 号の 2)</u>に入学検定料及び校長が定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第 11 条 短期大学校に入学を許可された者は、校長が指定する日までに、保証人が連署した誓約書<u>(様式第 2 号)</u>を校長に提出しなければならない。</p> <p>(休学)</p> <p>第 12 条 学生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、保証人が連署した休学願<u>(様式第 3 号)</u>を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(復学)</p> <p>第 13 条 休学中の学生は、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した復学願<u>(様式第 4 号)</u>を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(退学)</p> <p>第 14 条 学生又は聴講生は、退学しようとするときは、保証人が連署した退学願<u>(様式第 5 号)</u>を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(卒業証書等)</p> <p>第 18 条 校長は、所定の履修科目を履修したと認めた産業技術専攻科以外の科の学生には卒業証書<u>(様式第 6 号)</u>を、産業技術専攻科の学生には修了証書<u>(様式第 6 号の 2)</u>を授与する。</p> <p>(修了証書)</p>	<p>(在学期間)</p> <p>第 3 条 産業技術専攻科以外の科の学生にあつては 4 年を、産業技術専攻科の学生にあつては<u>2 年</u>を超えて在学することはできない。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第 7 条 短期大学校に入学を志望する者は、<u>別に定める様式による入学願書</u>に入学検定料及び校長が定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第 11 条 短期大学校に入学を許可された者は、校長が指定する日までに、保証人が連署した<u>別に定める様式による誓約書</u>を校長に提出しなければならない。</p> <p>(休学)</p> <p>第 12 条 学生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、保証人が連署した<u>別に定める様式による休学願</u>を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(復学)</p> <p>第 13 条 休学中の学生は、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した<u>別に定める様式による復学願</u>を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(退学)</p> <p>第 14 条 学生又は聴講生は、退学しようとするときは、保証人が連署した<u>別に定める様式による退学願</u>を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(卒業証書等)</p> <p>第 18 条 校長は、所定の履修科目を履修したと認めた産業技術専攻科以外の科の学生には<u>別に定める様式による卒業証書</u>を、産業技術専攻科の学生には<u>別に定める様式による修了証書</u>を授与する。</p> <p>(修了証書)</p>

第22条 校長は、所定の校長が定める研修を修了したと認め
た研修生には、修了証書(様式第7号)を授与する。

(免除の申請)

第25条 第23条各号のいずれかに該当する場合を除き、授業
料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)
は、授業料免除申請書(様式第8号)に市町村長の所得に
関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、
次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日
までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

第22条 校長は、所定の校長が定める研修を修了したと認め
た研修生には、別に定める様式による修了証書を授与する。

(免除の申請)

第25条 第23条各号のいずれかに該当する場合を除き、授業
料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)
は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が
発行する所得に関する証明書その他校長が定める書類を添
え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じて、
当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 別表第1 (第6条関係)

1 本校

(1) [略]

(2) 電子技術科

履修科目		履修時間
[略]		
専門教 育科目	情報工学概論 電磁気学 電気回路 電子物性 制 御工学 生産工学 安全工 学 電子計測 アナログ電 子回路 デジタル電子回路 電子デバイス 通信工学 コンピュータ工学 総合 演習 電気工学実験 自動 制御実習 電子デバイス実 験 電子機器製作実習 ソ フトウェア実習 シーケン ス制御実習 アナログ電子 回路実験 デジタル電子回 路実験 通信工学実験 マ イコン制御及び実習 総合 製作実習 電子製図実習 卒業研究	[略]
[略]		

(3)・(4) [略]

(5) 情報技術科

履修科目		履修時間
[略]		

別表第1 (第6条関係)

1 本校

(1) [略]

(2) 電子技術科

履修科目		履修時間
[略]		
専門教 育科目	情報工学概論 電磁気学 電気回路 電子工学 制 御工学 生産工学 安全工 学 電子計測 アナログ電 子回路 デジタル電子回路 電子デバイス 通信工学 コンピュータ工学 総合 演習 集積回路工学 電気 工学実験 自動制御実習 電子デバイス実験 電子 機器製作実習 ソフトウェ ア実習 シーケンス制御実 習 アナログ電子回路実験 デジタル電子回路実験 通信工学実験 マイコン 制御及び実習 総合製作実 習 電子製図実習 卒業研 究	[略]
[略]		

(3)・(4) [略]

(5) 情報技術科

履修科目		履修時間
[略]		

専門教育科目	電子工学概論 情報数学 計算機工学 ソフトウェア工学 生産工学 安全衛生工学 線形数学 デジタル回路 データベース データ通信工学 オペレーティングシステム データ工学 図形処理工学 情報工学 特別講座 情報数学演習 ソフトウェア工学基本実習 計算機工学実習 安全衛生作業法 アプリケーション技術 ソフトウェア工学実習 情報工学実習 データ通信実習 図形処理実習 情報システム設計 情報工学特別実習 卒業研究	[略]
[略]		

(6) 産業技術専攻科

生産システム技術コース

履修科目	履修時間
技術外国語 生産管理 経営管理 精密加工学特論 新素材学特論 機械設計応用学特論 電気・電子回路応用特論 ネットワークシステム構築特論 自動化システム設計特論 <u>リスクアセスメント</u> 精密加工応用実習 CAD・CAM・CAE応用実習 計測制御システム構築応用実習 生産管理システム構築応用実習 ネットワークシステム構築応用実習 企画開発研究 企業派遣実習・製作	[略]

2 [略]

専門教育科目	電子工学概論 情報数学 計算機工学 <u>組込みシステム</u> ソフトウェア工学 生産工学 安全衛生工学 線形数学 デジタル回路 データベース データ通信工学 オペレーティングシステム データ工学 図形処理工学 情報工学特別講座 情報数学演習 ソフトウェア工学基本実習 計算機工学実習 <u>組込みシステム実習</u> 安全衛生作業法 アプリケーション技術 ソフトウェア工学実習 情報工学実習 データ通信実習 図形処理実習 情報システム設計 情報工学特別実習 卒業研究	[略]
[略]		

(6) 産業技術専攻科

生産システム技術コース

履修科目	履修時間
技術外国語 生産管理 <u>品質管理</u> 経営管理 精密加工学特論 新素材学特論 機械設計応用学特論 電気・電子回路応用特論 ネットワークシステム構築特論 自動化システム設計特論 <u>熱力学・伝熱学特論</u> <u>流体応用学特論</u> 精密加工応用実習 CAD・CAM・CAE応用実習 計測制御システム構築応用実習 生産管理システム構築応用実習 ネットワークシステム構築応用実習 企画開発研究 企業派遣実習・製作	[略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に本校の電子技術科又は情報技術科に在学している者の履修科目については、この規則による改正後の産業技術短期大学校条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は授与する入学願書等又は卒業証書等について適用し、同日前に提出し、又は授与した入学願書等又は卒業証書等については、なお従前の例による。